

## 令和4年2月定例会の結果

- 1 請願書      2 陳情書      3 資料（請願・陳情文書表）
- 

### 1 請願書

請願番号	件名	結果
請願第1号	最低賃金の引き上げと中小企業支援の拡充に関する意見書採択に関する請願	不採択

### 2 陳情書

陳情番号	件名	結果
陳情第1号	「静岡市情報公開条例」の改正に関する陳情	不採択

---

### 3 資料（請願・陳情文書表）

#### 請願第1号

最低賃金の引き上げと中小企業支援の拡充に関する意見書採択に関する請願

請願者 静岡県労働組合評議会 議長 菊池 仁  
静岡県評・パート臨時労組連絡会 代表幹事 鈴木 洋子  
静岡地区労働組合連合会 議長 松川 功

紹介議員 内田隆典 市川 正 ~~杉本一護~~（令和4年2月4日紹介を取消し）  
寺尾 昭

#### [請願趣旨]

新型コロナウイルス感染症が広がり始め2年が経ちます。収束の兆しが見えないなか、日本経済はさらに追い打ちをかけ、特に中小零細企業は深刻な状況に直面しています。

コロナ禍においてエッセンシャルワーカーである労働者の多くが最低賃金近傍の低賃金で働いています。なかでも失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・アルバイトなどの非正規雇用労働者やフリーランスで働く労働者です。そもそも貯蓄もできない賃金で働いていた者にとっては労働時間の削減は生活破綻に陥らざるを得ないのが実態です。

2020年は、政府の方針で中央最低賃金審議会が目安額を提示せず引き上げなしに、2021年は過去最高額の28円が目安額のもと、静岡地方最低賃金審議会は引き上げ額「28円」の答申で913円になりました。その月額額は14万円強にしかならず、年収でも約170万円ほどです。また、神奈川県との差は「127円」のまま最賃額の差は縮まることはありませんでした。単純に1日8時間働いて日額1,016円、月額2万円以上であり、年収では24万円以上の差があることから、この格差が県内の人口流出や地域経済にも大きな影響を与えていると言えるでしょう。

私たちが行った最低生計費試算調査によれば、働いて普通の生活をするうえで必要な最低生計費には地域による大きな差が認められず、生計費原則からも地域間格差のある現在の都道府県ごとの最低賃金制度は改善を図る必要があります。

また、私たちは昨年秋に静岡県労働研究所とともに、静岡県の最賃が1,500円に引きあがった場合の経済効果試算調査を行いました。その結果、時給1,500円未満で働く人は静岡県内で2人に1人（約82万人）で、県内家計消費の増加額3,600億円、県内の経済波及効果である県内生産誘発額は3,200億円に上るとともに国と地方の税収増は370億円になることがわかりました。

これらのことから地域経済活性化のためにも最低賃金を引き上げることは、日本経済の回復に大きな影響を与えることは明白です。同時に中小零細企業への支援策も重要と考えます。社会保険料などの減免や政府による助成や融資増額や賃上げをした中小零細企業への直接補助等の施策が必要であることから、貴議会におかれましても、最低賃金を引き上げ、実効ある中小企業支援を国に対して求める意見書を提出していただくよう請願いたします。

[請願項目]

- 1 政府は、最低賃金の大幅引き上げを図ること
- 2 政府は、最低賃金の地域間格差是正を図ること
- 3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策等として税や社会保険料の減免を図ること

最低賃金の引き上げと中小企業支援の拡充に関する意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の収束の目途がたたず、特に中小零細企業を中心に極めて厳しい状況にある。また、コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くは最低賃金近傍で働く非正規労働者が多く占めており、景気悪化により労働時間削減や失業に追い込まれ厳しい状況にある。この難局を乗り越えるには、賃金の引き上げが不可欠であり、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げることが重要である。そして、格差と貧困を縮小するためにも最低賃金引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に求められると考える。

2021年の地域別最低賃金改定は過去最高の28円の引き上げにもかかわらず、加重平均930円にとどまり、最高の東京都は1041円であるのに対し、静岡県は913円、最も低い地域は820円となっており、地域間格差は最大で221円のままである。このままでは地方の労働力が都市部へ流出の要因ともなっている。最低賃金の格差は地域の労働力不足や地域経済の疲弊につながり自治体の税収減少にも影響することから、最低賃金改定の際には、これ以上地域格差を拡大させないことが重要である。

併せて労働者の生活と労働力の確保、消費購買力を確保しつつ地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会を作ることが必要であると考える。

よって、国におかれましても、最低賃金の引き上げと地域間格差是正と中小企業支援の拡充のため、次の施策を実施するよう強く求める。

- 1 政府は、最低賃金の大幅引き上げを図ること
- 2 政府は、最低賃金の地域間格差是正を図ること
- 3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策等として税や社会保険料の減免を図ること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年 月 日

静岡市議会

衆議員議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

## 陳情第1号

「静岡市情報公開条例」の改正に関する陳情

陳情者 奥脇 卓也

### [陳情趣旨]

令和3年10月15日、私は静岡市役所に対して、保存年限を永年とする公文書の一覧表（昭和19年から昭和27年まで）の提出を願い出しました。

10月29日にその一覧表を受け取ったのですが、その内容はあまりに不完全だろうと思われるものでした。

そこで、11月1日、これは市民がもつ情報を収集する権利を、根本的に侵害する行為であると考えたため、静岡市役所に対して「市民の声」欄を通じて、苦情を申し出ました。

11月19日に、静岡市役所から改めて一覧表の提出を受けたのですが、「一覧表に記載漏れがあった原因につきましては複数のデータ母体があり、一括管理ができていなかったため」との回答もいただきました。

私はこれを、管理上のミスであり、権利侵害行為は故意ではないという釈明だと受け取りますが、管理上のミスというには、あまりにも杜撰な管理でこれまで運用がなされていたものだなと思いました。

では、なぜこうした杜撰な管理が行われていたのか。いろいろと要因はあると思いますが、一つ大きな要因として、条例上、「歴史的に見て重要な文書であり、保存年限を永年とするべき公文書」の位置づけが明確でないことが挙げられるように思います。

そこで、再発を防止し、市民が上記公文書に容易にアクセスできる環境を整えるため、「静岡市情報公開条例」を改正し、とりあえずはその中に上記公文書を明確に位置づけることを求めたいと思います。

### [陳情項目]

1. 静岡市情報公開条例を改正し、保存年限を原則として永久とする公文書（「永久保存文書」、「歴史公文書」、「歴史的公文書」等の名称で呼ばれるもの）について、同条例中に規定し、その条例上の位置づけを明確にすることを要望する